

秋の全国交通安全運動

令和2年 9月21日(月)から

9月30日(水)までの10日間

あおるより ゆずるあなたが カッコいい



令和元年度 JA 共済全国小・中学生交通安全ポスターコンクール(内閣府特命担当大臣賞)八重瀬町立白川小学校2年生(受賞時)田平一翔(たびらいっと)さんの作品

交通事故死ゼロを目指す日: 9月30日(水)

STOP!!
飲酒運転

全国重点

- 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

地域重点

(沖縄独自の重点)

二輪車の交通事故防止(無謀な運転の防止・マナーアップの推進)

沖縄県・沖縄県交通安全推進協議会

人にやさしい運転を心がけましょう！

横断歩道では歩行者優先です。

横断歩道等を渡ろうとしている歩行者等がいる時は、必ず譲ってください。
そのため、横断歩道等に差し掛かった時は、いつでも止まれるように、安全なスピードで走行することが重要です。



※ 道路標示でひし形の「ダイヤモンド」はその先に横断歩道があることを意味します。
ドライバーは、このマークを見かけたら「横断する人がいるかもしれない」と注意しましょう！また、横断者がある時は、必ず横断歩道の前で一時停止しましょう！

歩行者も交通ルールを守りましょう！

歩行者は、横断歩道を渡りましょう。横断禁止場所での横断はやめましょう。また「信号無視」や「斜め横断」、「車のかげから飛び出す」なども危険な行動です。



あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

あおり運転をした場合



① 妨害運転（交通の危険のおそれ）

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**（※10類型の違反。下図参照）行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 違反点数25点 免許取消し（欠格期間2年）

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

あおり運転のせいで危険が生じた場合



② 妨害運転（著しい交通の危険）

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 違反点数35点 免許取消し（欠格期間3年）

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害（あおり）運転の対象となる10類型の違反



※出典：警察庁・沖縄県警察作成リーフレットより

沖縄県交通事故相談所

交通事故でお困りの方は、沖縄県交通事故相談所へ

相談日 本所：月曜日～金曜日（祝日等を除く） 相談時間 8:30～17:15

相談日 中部支所：月・水・金曜日（祝日等を除く） 相談時間 8:30～17:15

秘密厳守
無料

本所：沖縄県南部合同庁舎5階
（那覇バスターミナル向かい）

TEL.098-866-2185

中部支所：沖縄県中部合同庁舎4階
（県中部保健所裏）

TEL.098-939-7512

